

五霞町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 茨 城 県 五 霞 町

事 業 名 : 五霞町農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	大福田地区:平成6年度(22年) 東部地区、北部地区:平成8年度(20年) 南部地区:平成14年度(14年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用
処理区域内人口密度	1,312人/k㎡	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	4処理区		
処理場数	4箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施していない		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	人員割り増し制で基本料金を設定している。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用と同様の使用料体系としている。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用と同様の使用料体系としている。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,491 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,302 円
	平成26年度	3,591 円		平成26年度	3,532 円
	平成27年度	3,591 円		平成27年度	3,507 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1人(上下水道課下水道グループ職員4人)
事業運営組織	平成18年度に水道事業担当セクションと下水道事業担当セクションを統合し、1つの課として職員の削減を図った。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	平成22年4月より契約年数を3年として終末処理場及びマンホールポンプの運転及び維持管理について包括的民間委託を実施し、現在も継続している。
	イ 指定管理者制度	実施していない。
	ウ PPP・PFI	実施していない。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

特になし。

経営比較分析表

茨城県 五霞町

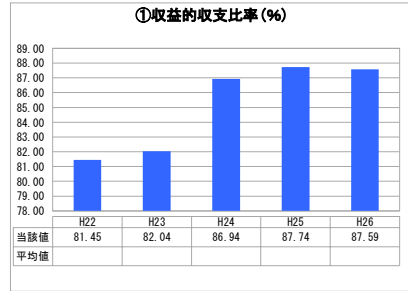
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	30.16	82.50
1か月20㎡ ³ 当たり家庭料金(円)			
3,942			

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
9,127	23.11	394.94
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,742	2.09	1,311.96

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



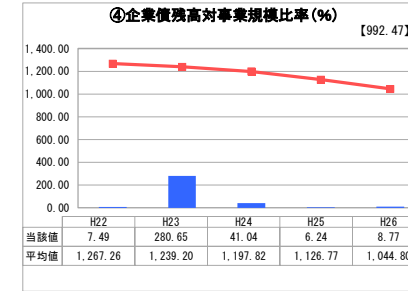
「単年度の収支」



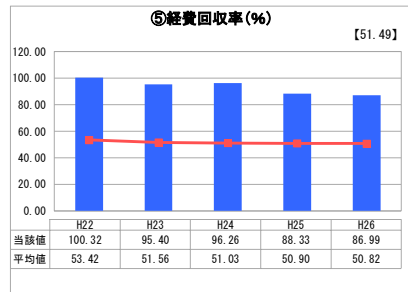
「累積欠損」



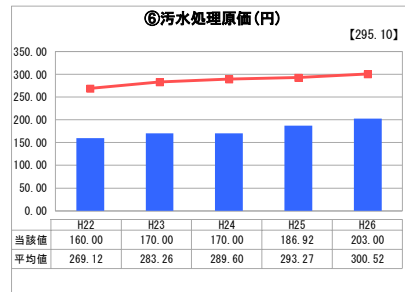
「支払能力」



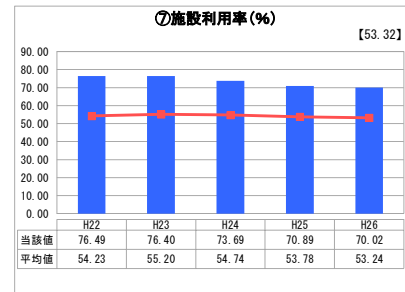
「債務残高」



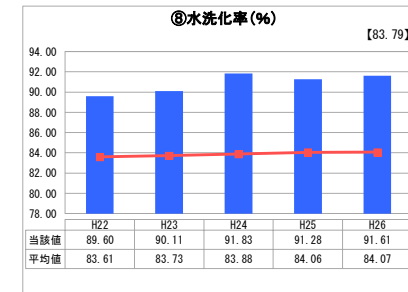
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

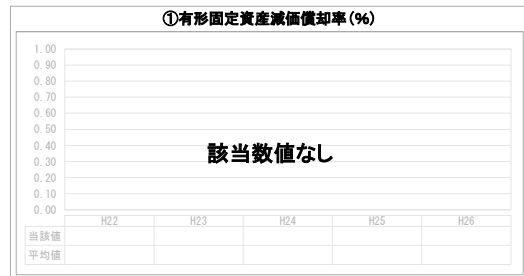


「施設の効率性」

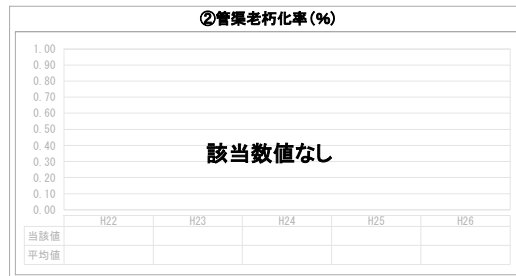


「使用料対象の捕捉」

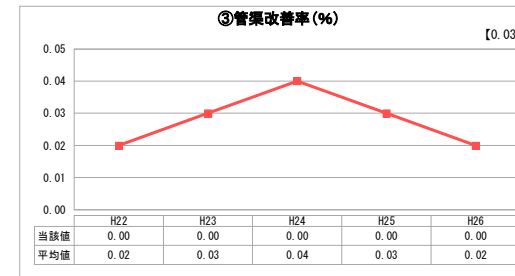
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率は経費削減の効果により平成24年度から好転している。今後も経費削減を行い同水準で推移するよう努力する。

企業債残高対事業規模比率については、初期投資以降の借入れがないことから低水準となっている。今後、経年劣化に伴う更新工事等が予測されることから増加傾向となる見込みである。

経費回収率については、類似団体と比較しても良好である。しかし、減少傾向にあることから、更なる経費削減が必要である。

汚水処理原価については類似団体と比較しても良好である。しかし、増加傾向にあることから、水洗化率の向上を図る必要がある。

水洗化率については類似団体と比較しても高水準である。今後も未接続者に対し接続に対する推進活動を行う。

2. 老朽化の状況について

管渠改善については現在のところ実施していない。

終末処理場である水処理センター4カ所については、平成6年に大福田地区、平成8年には東部地区、北部地区、平成14年には南部地区の供用が開始され、いずれも経年劣化が進行しているものと思われる。今後も施設・管渠について計画的に維持管理を適正に進める。

全体総括

農業集落排水事業においては類似団体の平均値に比べ、良好な運営体制であると考えられる。今後において、適正な維持管理による施設及び管渠等の更新工事等が実施されることに伴い、企業債残高対事業規模比率をはじめ各指標において経営的に厳しい状況になることが予想されることから、財源の確保や更なる経費削減を図ることが必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

五霞町の農業集落排水事業は、施設整備が概成している。また、既存施設の改築・更新については、著しい劣化が確認されておらず実施していない状況である。(大福田地区については、平成22年度に機能強化事業を実施済である。)
以上のような五霞町農業集落排水事業の状況を踏まえ、今後の経営の基本方針として、次に示す施策に取り組む方針である。

●施策1 施設の適正な維持管理

- ①放流水質の安定を図るため、4地区の水処理センターの適正な運転と管理を実施する。(当面の施策として包括的民間委託を継続する。)
- ②下水道管の破損による事故防止及び施設の長寿命化を図るため、計画的な調査と維持管理を実施する。(当面の施策としてストックマネジメント計画を策定する。)
- ③自然災害等の緊急時対応のため、五霞町下水道事業業務継続計画(BCP)の拡充を図る。(当面の施策として下水道事業BCPについてPDCAを継続して実施する。)

●施策2 経営の安定

- ①事業を持続的かつ安定的に経営していくため、収入・支出の両面から経営健全化に取り組む。(当面の施策として、経営戦略に基づく事業評価を定期的実施する。)

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 投資の目標：整備が概成しているため、適切な施設マネジメントにより、改築・更新による投資が発生しないことを目標とした。
- 管渠・処理場の建設：概成しているため、計上していない。
- 管渠・処理場の更新：大福田地区の水処理センター機能強化事業以降は、予定していない。
- 防災・安全対策に関する事項：現時点では特に予定していない。

② 収支計画のうち財源についての説明

- 財源の目標：他会計繰入金の現況(年間約144,000千円)からの抑制を目標とした。
- 使用料収入の見通し：人口減少による収入減を水洗化率(接続率)の向上(約92%⇒約97%)で補い、現況から約5%(2,161千円)の収入増を見込んだ。
- 企業債に関する事項：発生しない予定。
- 繰入金に関する事項：繰入金は、起債償還費の減少を受け、現況約144,000千円を目標年度に約89,500千円まで抑制する。また、基準外繰入金も現況約18,600千円を目標年度に約16,400千円まで抑制する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 民間の活力に関する事項：処理場及びマンホールポンプの包括的民間委託を現況と同程度の額(約60,900千円)で継続する計画とした。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	公共下水道との共同化・統廃合及び4箇所の水処理センターに関する統廃合の可能性を調査していく予定。
投資の平準化に関する事項	今後、ストックマネジメント計画を策定し、現況施設の劣化状況を踏まえた上で、管渠更新時期を把握し、投資の平準化の精度を高める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点では、具体化していないが民間活力の活用について、国の考え、類似都市の事例を参考に必要性を判断していく予定。
その他の取組	現時点では、予定していないが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進める。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現時点では、使用料の変更を予定していないが、使用料収入の減少傾向が伺える場合、施設の老朽化対策費用の増大が懸念される場合等には適宜、使用料の見直しを実施する。
資産活用による収入増加の取組について	小規模な下水道のため、資産活用による採算性が低く、実施が困難な状況である。ただし、同規模都市の事例調査を継続し、適合可能な資産活用方法を模索する。
その他の取組	現時点では、予定していないが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点では、具体化していないが、管渠の維持管理に関する包括的民間委託の可能性を調査していく予定。
職員給与費に関する事項	収支の状況、業務量等を確認しながら、必要人員の確認を継続していく。
動力費に関する事項	処理場の更新時に省電力設備を導入する予定。
薬品費に関する事項	処理場の包括的民間委託に含めており、今後も継続していく。
修繕費に関する事項	今後、ストックマネジメント計画を策定し、適切な修繕計画を策定する予定。
委託費に関する事項	今後、ストックマネジメント計画を策定し、管渠の計画的な調査・点検を実施し、委託費の削減を目指す。
その他の取組	現時点では、予定していないが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進める。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、決算確定後に収支バランスの確認を行い、5年に1回又は経営戦略との乖離が確認された場合には、経営戦略の見直しを行う。
---------------------	---

(法非適用企業)

収支計画(※)

(農集)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	162,189	168,181	185,888	180,061	168,188	168,401	168,615	168,331	167,048	162,266	153,985	147,705	133,926	
		(1) 営 業 収 益 (B)	42,585	42,573	42,261	42,472	42,684	42,897	43,111	43,327	43,544	43,762	43,981	44,201	44,422	
		ア 料 金 収 入	42,585	42,573	42,261	42,472	42,684	42,897	43,111	43,327	43,544	43,762	43,981	44,201	44,422	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウ そ の 他														
		(2) 営 業 外 収 益	119,604	125,608	143,627	137,589	125,504	125,504	125,504	125,504	125,004	123,504	118,504	110,004	103,504	89,504
	ア 他 会 計 繰 入 金	119,601	125,605	143,623	137,585	125,500	125,500	125,500	125,500	125,000	123,500	118,500	110,000	103,500	89,500	
	イ そ の 他	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	収 支 的 支 出	2 総 費 用 (D)	75,688	81,153	84,257	82,365	80,304	78,284	76,208	74,073	71,891	69,751	67,777	66,010	64,459	
			(1) 営 業 費 用	48,753	55,997	60,857	60,865	60,865	60,865	60,865	60,865	60,865	60,865	60,865	60,865	60,865
ア 職 員 給 与 費 うち退職手当																
イ そ の 他		48,753	55,997	60,857	60,865	60,865	60,865	60,865	60,865	60,865	60,865	60,865	60,865	60,865		
(2) 営 業 外 費 用		26,935	25,156	23,400	21,500	19,439	17,419	15,343	13,208	11,026	8,886	6,912	5,145	3,594		
ア 支 払 利 息 うち一時借入金利息		26,935	25,156	23,400	21,500	19,439	17,419	15,343	13,208	11,026	8,886	6,912	5,145	3,594		
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		86,501	87,028	101,631	97,696	87,884	90,117	92,407	94,258	95,157	92,515	86,208	81,695	69,467		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	3,094	3,325	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250		
		(1) 地 方 債 うち資本費平準化債														
		(2) 他 会 計 補 助 金														
		(3) 他 会 計 借 入 金														
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	2,250	2,050												
		(6) 工 事 負 担 金	844	1,275	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	
	(7) そ の 他															
	2 資 本 的 支 出 (G)	87,343	88,301	102,178	97,984	88,278	90,298	92,375	94,509	95,303	92,709	86,507	81,986	69,559		
		(1) 建 設 改 良 費 うち職員給与費	15,934	14,991	25,278	19,184	7,561	7,561	7,561	7,561	7,561	7,561	7,561	7,561	7,561	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	7,692	7,763	7,864	7,561	7,561	7,561	7,561	7,561	7,561	7,561	7,561	7,561	7,561	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	71,409	73,310	76,900	78,800	80,717	82,737	84,814	86,948	87,742	85,148	78,946	74,425	61,998	
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
		(5) そ の 他														
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 84,249	△ 84,976	△ 101,928	△ 97,734	△ 88,028	△ 90,048	△ 92,125	△ 94,259	△ 95,053	△ 92,459	△ 86,257	△ 81,736	△ 69,309	

(法非適用企業)

収支計画(※)

(農集)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
															(E)+(I)
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	2,252	2,052	△ 297	△ 38	△ 144	69	282	△ 1	104	56	△ 49	△ 41	158
積 立 金	(K)	2,252	2,052	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
前年度からの繰越金	(L)	1,001	1,001	1,000	1,000	959	812	878	1,157	1,153	1,254	1,307	1,255	1,211	
前年度繰上充用金	(M)														
収益的支出に充てた地方債	(N)														
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)														
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	(P)	1,001	1,001	700	959	812	878	1,157	1,153	1,254	1,307	1,255	1,211	1,366
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)														
実 質 収 支	(P)-(Q)	(R)	1,001	1,001	700	959	812	878	1,157	1,153	1,254	1,307	1,255	1,211	1,366
赤 字 比 率	$\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		110.3	108.9	115.3	111.7	104.5	104.6	104.7	104.5	104.6	104.8	104.9	105.2	105.9
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(T)														
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(U)	42,585	42,573	42,261	42,472	42,684	42,897	43,111	43,327	43,544	43,762	43,981	44,201	44,422
地方財政法による 資金不足の比率	$((T)/(U) \times 100)$														
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(V)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(W)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)														
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((V)/(X) \times 100)$														
他会計借入金残高	(Y)														
地 方 債 残 高	(Z)	1,098,694	1,025,384	948,484	869,684	788,967	706,230	621,416	534,468	446,726	361,578	282,632	287,153	220,634	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		119,601	125,605	143,623	137,585	125,500	125,500	125,500	125,000	123,500	118,500	110,000	103,500	89,500
うち基準内繰入金		113,433	112,181	125,027	119,192	107,319	107,532	107,746	107,462	106,179	101,397	93,116	86,836	73,057
うち基準外繰入金		6,168	13,424	18,596	18,393	18,181	17,968	17,754	17,538	17,321	17,103	16,884	16,664	16,443
資本的収支分														
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金														
合 計		119,601	125,605	143,623	137,585	125,500	125,500	125,500	125,000	123,500	118,500	110,000	103,500	89,500

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。